○農林水産省告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年一月二十日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山四五四（国有林。次の図に示す部分に限る。）、甲五二五・甲五三一・五四〇の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、乙五三二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地及び公共施設用地とするため。

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備えおいて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第七十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十五年一月二十日

国土交通大臣　太田　昭宏

第１　起業者の名称　中日本高速道路株式会社

第２　事業の種類　高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事（四日市ジャンクションから四日市北ジャンクション（仮称）まで）及びこれに伴う市道付替工事

第３　起業地

１　収用の部分　三重県四日市市伊坂台二丁目、伊坂町字鐙谷、字古屋敷、字大城ケ広、字竹ケ下、字川原谷、字治郎谷及び字池田、北山町字野中、字入宮、字黒土、字谷尻、字中ノ山及び字居林、朝明町字北之辻並びに小牧町字岡入、字筆ケ先及び字野畑地内

三重県桑名市大字志知字萩原、字出城、字東山、字六ノ坪及び字西山地内

三重県員弁郡東員町大字中上字塚之本地内

２　使用の部分　三重県四日市市伊坂台二丁目並びに伊坂町字鐙谷、字古屋敷、字大城ケ広、字竹ケ下及び字治郎谷地内

三重県桑名市大字志知字萩原、字出城、字東山、字六ノ坪及び字西山地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、三重県四日市市伊坂町地内の四日市ジャンクションから同市北山町地内の四日市北ジャンクション（仮称）までの延長4.4kmの区間（以下「本件区間」という。）における「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される市道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第４号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の適合性

高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第２条第２項に規定する高速道路の新設については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第２条第４項に規定する会社は、同法第３条第１項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第１項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて行うことができるとされているところ、中日本高速道路株式会社は、平成18年３月31日付けで独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と本件区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件区間の新設に関する許可を受けていることなどから、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線（以下「本路線」という。）は、名古屋市を起点とし、四日市市、大津市、高槻市等を経て神戸市に至る延長約174kmの路線である。

本路線が通過する三重県北勢地域のうち、いなべ市及び員弁郡東員町（以下「本地域」という。）は、自動車関連産業等が立地しており、工業製品等が名古屋市方面等へ出荷されている。

本件区間とおおむね並行する一般国道421号は、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通を担い、広く利用されており、一部区間において交通混雑が発生している状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、一般国道421号の自動車交通量は、員弁郡東員町六把地内で18,593台／日であり、混雑度は1.47となっている。

本件事業の完成により、供用済み又は供用予定である本路線の他の区間や一般国道475号（有料道路名「東海環状自動車道」）等と接続することで、本地域と三重県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性の向上、物流の効率化等に寄与するとともに、一般国道421号等の機能を補完・代替することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である三重県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年８月閣議決定）等に基づき、平成３年12月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成24年９月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁の設置により環境基準を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及びトモエガモ、準絶滅危惧として掲載されているニホンイシガメ等の生息が確認されている。このうち、オオタカについては、営巣が確認されていることから、起業者は、モニタリング調査を継続し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて適切な保全措置を講じることとしている。ハヤブサ及びサシバについては、営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。トモエガモ及びニホンイシガメについては、周辺に同様の生息環境が広く残されることなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が７箇所存在するが、このうち１箇所については発掘調査が完了しており、現地保存の必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る６箇所についても三重県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、本地域と三重県内外の各都市とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第２級の規格に基づく４車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成４年１月21日に都市計画決定され、平成21年11月20日に変更決定された都市計画と、車線数、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。